

競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款

(総則)

第1条 中日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）及び競争参加資格申請書の提出者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、入札・契約手続に係る不正行為等を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この約款を遵守することを誓約したうえで、競争参加資格申請書を甲に提出しなければならない。（不正行為の禁止）

第2条 乙（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する公契約関係競売等妨害若しくは同条第 2 項に規定する談合若しくは同法第 198 条に規定する贈賄又は高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 19 条第 1 項に規定する贈賄
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に規定する私的独占及び不当な取引制限
- 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、甲の役員又は社員と接触すること
- 四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること
- 五 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること
- 六 監督又は検査の実施に当たり甲の社員の職務の執行を妨げること
- 七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと
- 八 甲に提出する書類に虚偽の記入をすること
- 九 その他甲に著しい損害を与えること
- 十 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は甲の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為

2 乙（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、第 1 項に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲（全ての役員又は社員）は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

（再就職規制）

第3条 乙は、甲の定める再就職に関する規制に反して、甲の役員又は社員であった者を受け入れてはならないものとする。

（不正行為に対する措置）

第4条 甲は、乙が第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 条に違反したと認める場合は、甲の内規に基づき資格登録停止又は競争参加資格認定取消の措置を行うものとする。

2 甲は、乙が第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に違反したと認める場合は、乙と締結する工事の請負契約書に基づき、違約金の請求を行うものとする。

3 甲は、第 2 条第 3 項に違反したものとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

（情報の公表）

第5条 甲は、入札手続の透明性を確保するため、入札状況等必要な情報を適切な方法で公表するものとする。

（調査等への協力等）

第6条 乙は、第 2 条又は第 3 条に規定する不正行為等の疑いがあると甲が認めるときは、甲の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

（紛争の解決）

第7条 この約款に関し甲乙間に紛争が生じ、甲乙間の協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとする。

（有効期間）

第8条 この約款の有効期間は、競争参加資格申請書を提出した日から甲から認定されている競争参加資格の有効期限までとする。